

* * * * *

せいいかつほご

生活保護のしおり

* * * * *

あなたの地区の担当者は_____です。

電話：06-6383-1375

FAX：06-6383-9031

せっつしふくしじむしょ
摂津市福祉事務所

もくじ <目次>

せいかつほご	
生活保護とは	1
せいかつほごう	
生活保護を受けるには	2
せいかつほご	
生活保護のしくみ	6
いししんさつ	
医師の診察をうけたいとき	9
ほごうばあいけんりぎむ	
保護を受ける場合の権利と義務	11
まもまも	
(守られること・守らなければならないこと)	
まいつきほごひしきゅう	
毎月の保護費の支給について	17
たえんじょ	
その他の援助	18
そうだんきかん	
相談機関	18

（1）生活保護とは

せいかつほご しゅうにゅう すぐ まつた
生活保護とは、収入が少ない、もしくは全くないた
せいかつ かた けんこう ぶんかてき さいてい
め生活をしていけない方にたいし、健康で文化的な最低
げんど せいかつ ほしょう ひつよう きゅうふ おこな
限度の生活を保障するのに必要な給付を行ふとともに、
じりつ む しえん おこな せいど
自立に向けた支援を行ふ制度です。

(2) 生活保護を受けるには

①生活保護の原則・受けるための要件等

●保護は、生活に困窮する人が、利用し得る資産や能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

②世帯単位の原則

生活保護では、同じ生計によって生活をしている人たちを、一つの「世帯」として考えます。その世帯ごとに、どの程度の保護が必要かを決めますので、原則として世帯のうち一人だけが生活保護を受けるというようなことは出来ません。

③能力や資産などの活用

生活保護は、生活するために能力や資産などを最大限活用していても生活が出来ない場合、その足りない分を補うものです。

のうりょく かつよう
○能力の活用

はたら ひと じゅうぶん はたら しゅうにゅう
働くことができる人は、十分に働いて収入を
え 得てください。

しさん かつよう
○資産の活用

しさん げんそく しょぶん せいかつ ひ
資産は、原則として処分をして生活費にあててください。

しさん
<資産とは>

とち かおく ふどうさん よちょきん ゆうかしょうけん せいめいほけん
土地・家屋などの不動産、預貯金、有価証券、生命保険、
じどうしゃ ききんぞく
自動車、貴金属など

みんぽう さだ ふようぎむしや ふようおよ ほか ほうりつ さだ
●民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定め
ふじょ せいかつほ ご ゆうせん おこな
る扶助は、すべて生活保護に優先して行わられるもので
す。

ふようのうりょく かつよう ○扶養能力の活用

おやこ きょうだいしまい しんぞく しおく よういくひ
親子、兄弟姉妹、親族などから、仕送りや養育費な
えんじょ う つと
どの援助を受けられるよう努めてください。

みせいねんしや りょうしん とく つよ ふようぎむ
＊未成年者の両親については、特に強い扶養義務が
あります。

たほう たせさく かつよう ○他法他施策の活用

せいかつほごいがい せいど えんじょ きゅうふ う
生活保護以外の制度で、援助や給付などが受けられ
ばあい せいど かつよう
る場合は、その制度をまず活用してください。

せいかつほ ごいがい せいど れい <生活保護以外の制度の例>

こうてきねんきん こようほけん けんこうほけん じどうてあて じどうふよう
公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養
てあて かいごほけん きゅうふ しょうがいしや たい ふくし
手当、介護保険などの給付や障害者に対する福祉サー
ビスなど

②生活保護を受けるための手続き

めんせつ そうだん
面接・相談

しんせい てつづ
申請の手続き

しんせいしょりい ひつようしょりい ていしゅつ
(申請書類ならびに必要書類の提出)

しんせい じじつかんけい かくにん ほ ご ないよう けってい
申請にあたっては、事実関係の確認や、保護の内容を決定する

つぎ しょりい かくにん こと
ために、次の書類を確認させていただくことがあります。

1 4
日
以
内

- 給与明細書
- 年金や手当関係の証書や通知書
- 預金通帳
- 家賃が確認できるもの
- 健康保険証

ちょう さ
調査

たんとう かていほうもん おこな せいかつ ほ ご ようけん
担当ケースワーカーが家庭訪問を行うなど、生活保護の要件

かくにん ちょうさ
がみたされているか確認するための調査をします。

- これらの調査や必要な検診を拒否した場合、生活保護の申請は却下される場合があります。

けつ てい
決 定

ほ ご う う ぶんしょ つうち
保護が受けられるか、受けられないかは文書で通知します。

(3) 生活保護のしくみ

①保護の基準

生活保護では、世帯の人数、年齢、住む場所などによって、その世帯が一ヶ月に必要な生活費を「最低生活費」として国が定めています。この最低生活費と、あなたの世帯が一ヶ月に得ているすべての収入を比べて、不足している分を援助するものです。

最低生活費（基準）		(保護を受けられます)	
収入（年金や給与など）	保護費	（保護は受けられません）	（例）60歳単身者 生活扶助76,880円+住宅扶助（39,000円以内）
収入		=最低生活費 [R2.10.1現在]	
※実際の金額は、年齢や世帯構成などで異なります。			

給付関係

生活扶助	衣食の費用、光熱費など日常生活に必要な費用
------	-----------------------

じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助	やちん ちだい 家賃や地代のための費用	ひょう
きょういくふじょ 教 育 扶 助	ぎ む きょういく ひつよう きゅうしょくひ がくようひんだい 義務教育に必要な 給食費や学用品代	
かいごふじょ 介護扶助	かいご りよう ひつよう 介護サービスを利用するのに必要な ひよう 費用	
いりょうふじょ 医療扶助	びょうき ちりょう う ひつよう ひよう 病気の治療を受けるのに必要な費用	
しゅっさんふじょ 出 産 扶 助	しゅっさん ひつよう ひよう 出産に必要な費用	
せいぎょうふじょ 生 業 扶 助	しゅうしょく ぎのう み ・就職するための技能を身につけるための費用 こうとうがっこう まな ひよう ・高等学校で学ぶための費用	
そうさいふじょ 葬祭扶助	そうぎ おこな ひつよう ひよう 葬儀を行うために必要な費用	
いちじてき えんじよ おも 一時的な援助 (主なもの)		
しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく ひつよう ひよう • 小学校や中学校に入学するために必要な費用		
ちょうきにゅういん かた ふとん ひふく ねまき • 長期入院されていた方などが布団や被服、寝巻がない、あるいは使用できない場合に必要な費用		
しおり ひつよう ばあい ひつよう ひよう • おむつが常に必要な場合の費用		
しゅっさん かた うぶぎ ひつよう ばあい ひよう • 出産される方が産着を必要とする場合の費用		
ちょうきにゅういん かた たいいん • 長期入院されていた方などが退院するにあたって、炊事道具や食器類が必要な場合の費用		

- てんきょ え ぱあい ひつよう ひよう
・転居がやむを得ない場合に必要な費用
- はいでんせつび せっち ひつよう ひよう
・はじめて配電設備を設置するときに必要な費用
- いどみずつか りゅう すいどうせつび ひつよう
・井戸水が使えないなどの理由で、水道設備が必要な場合の費用
- いえ やね ほしゅう ひつよう ぱあい ひよう
・家の屋根などの補修が必要な場合の費用
- ある こうれいしゃ かた ちか こうしゅうよくじょう
・歩けない高齢者の方などで近くに公衆浴場がない、入浴設備が必要な場合の費用
- つうがく じてんしゃ ひつよう ぱあい こうにゅうひよう
・通学のために自転車が必要な場合の購入費用
- じりつ しゅうしょくかつどう ひつよう ひよう
・自立のための就職活動に必要な費用

せいかつほご じぜんしんせい げんそく えんじょ ひつよう ぱあい
※生活保護は、事前申請が原則です。援助が必要な場合

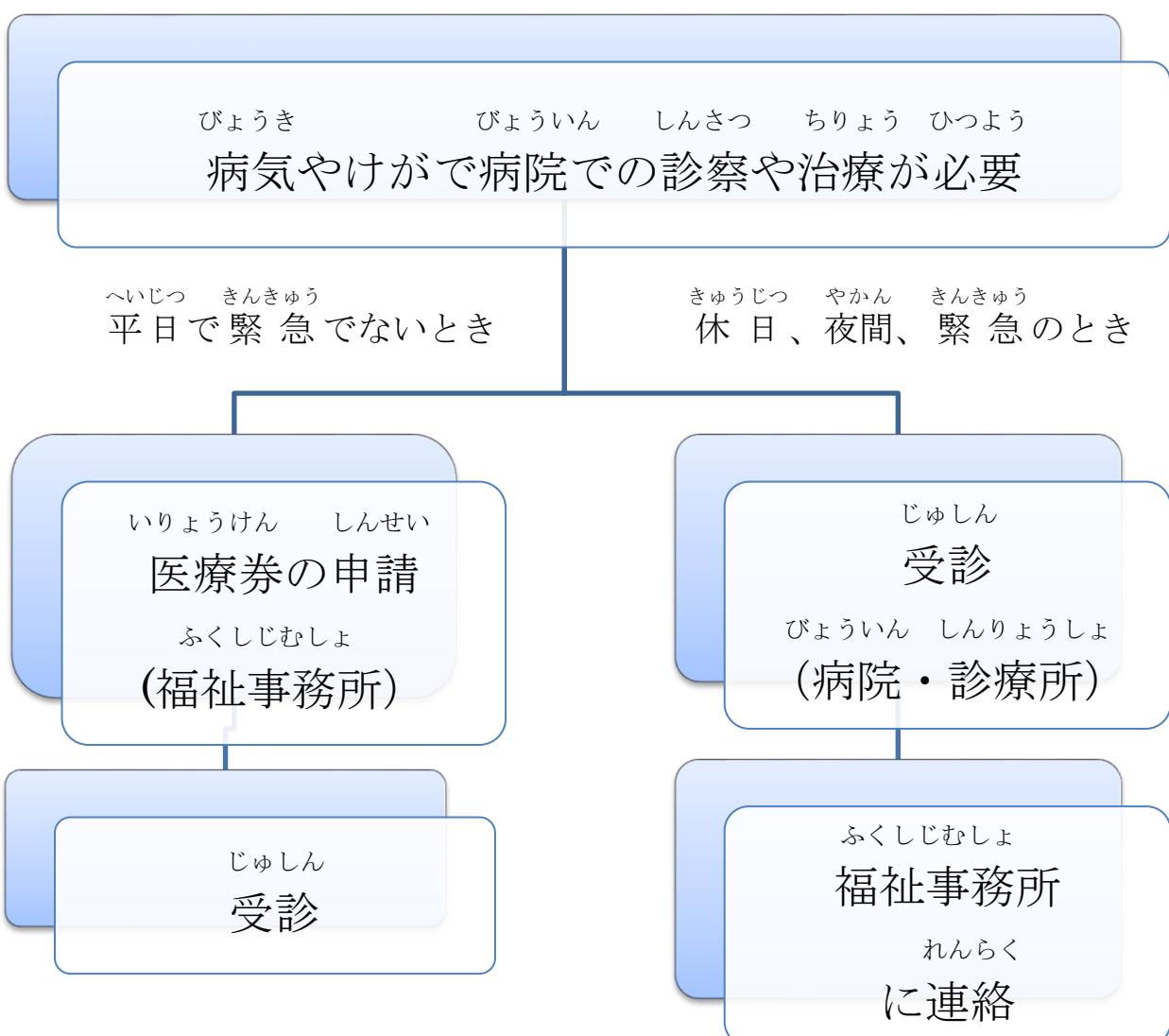
まえ しんせい おこな
は、前もって申請を行ってください。

しきゅう じょうげんがく じょうけん ひつようしょい
※それぞれの支給には、上限額や条件、必要書類など
があります。

えんじょ ひつよう さい くわ たんとう
→援助が必要な際や、詳しいことは、担当のケースワ
そうだん くだ
一ヵ一に相談して下さい。

(4) 医師の診察を受けたいとき

生活保護を受給されている世帯の方は、「医療券」を
病院や診療所の窓口に提出することで、治療等を受
ける事ができます。



*特に、入院や退院をするときは、必ず担当のケース
ワーカーに連絡をしてください。

○ 「医療券」について

- ・「医療券」は月単位、病院ごとに発行します。
同じ病院、診療所の継続した受診であっても、
月が変わることに「医療券」が必要です。
- ・「医療券」は生活保護で指定された病院・診療所
のみで使えます。指定外の病院等で、正当な理由
もなく勝手に受診をすると、自己負担となる場合があります。

○ 病院・診療所を受診する際に気をつけること

- ・治療について、医師の指示に従ってください。
- ・原則として、同じ病気について、同時に複数の病院・診療所を受診することはできません。
- ・処方される薬については、医師または歯科医師が認めた場合は原則「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」が調剤されます。（先発医薬品と品質、有効性及び安全性は同等です）

○ 働いていて健康保険証を持っている方、その家族に入っている方は、保険証と医療券の両方を病院の

まどぐち　ていしゅつ
窓口に提出してください。

○その他

ほこうほじょ　ぎし　そうぐ
・歩行補助のつえ、義肢、めがね、ストーマ装具な
きゅうふ　ひつよう　ばあい
どの給付が必要な場合

じゅうどうせいふく　ま
・柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ
きゅうふ　ひつよう　ばあい
などの給付が必要な場合

つういん　ひよう　ばあい
・通院に費用がかかる場合

しきゅう　ひつよう　しんさ　かくにん
→支給にあたって必要な審査・確認がありますので
たんとう　じぜん　そうだん　おこな
担当ケースワーカーに事前に相談を行ってください。

ほごう　ばあい　けんり　ぎむ
(5) 保護を受ける場合の権利と義務

まも　けんり
①守られること（権利）

せいとう　りゆう　ほご　ないよう　へんこう
○正当な理由なしに保護の内容は変更されません。

ほごひ　ぜいきん　か
○保護費に税金は課せられません。

ほごひ　さ　お
○保護費は差し押さえられません。

ほご　けってい　へんこう　ていし　はいし　しょぶん　ふ
○保護の決定や変更、停止、廃止などの処分に不

ふく　しょぶん　し　ひ　げつい　おお
服があれば、処分を知った日から3ヶ月以内に大
さかふちじ　しんさせいきゅう
阪府知事に審査請求をすることができます。

②守らなければならないこと（義務）

ほ ご う けんり たにん ゆず わた
◎保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

せいかつ いじこうじょう どりょく
◎生活の維持向上に努力をしなければなりません。

せいかつほご しつぎょう びょうき せいかつしゅうかん せいかつ
生活保護は、失業や病気、生活習慣など、生活に
こま じょうたい じりつ せいかつ でき
困るようになった状態から、自立した生活が出来る
どりょく しえん せいど
ようになるための努力を支援する制度です。

はたら のうりょく かた しごと さが しゅうしょく
・働く能力がある方は、仕事を探して就職したり、

しゅうにゅう ふ
収入を増やしたりするようにしてください。

ほ ご ひ けいかくてき つか せいかつ
・保護費を計画的に使って生活をしてください。

とう ろうひ
ギャンブル等で浪費しないようにしてください。

きんりんじゅうみん こうどう つつし
・近隣住民とトラブルになるような行動は慎んでください。

てきせつ しょくじ いえ せいりせいとん けんこうでき せいかつ
・適切な食事や家の整理整頓など、健康的な生活をするよう努めてください。

びょうき かた いし し じ したが
・病気やけがなどがある方は、医師の指示に従って
いちにち はや かいふく つと
一日も早く回復するよう努めてください。

◎指導指示に従わなければなりません。

生活の維持向上などで必要な指導指示を福祉事務所から受けた場合は、これにしたがう義務があります。正当な理由なく、指導指示にしたがわないときは、やむを得ず生活保護を停止・廃止する場合があります。

◎届出・報告について

生活上の変化や収入についての届出をすることは、生活保護をうけるうえでの義務です。報告書類の提出を求められた場合は必ず提出なければなりません。

<届出（報告）が必要なことの例え>

- ・仕事を始めたり、変えたり、辞めたりするとき
- ・年金、健康保険、手当などの加入、資格喪失したとき
- ・家賃や地代が変更になるとき
- ・生活保護を必要としなくなるとき
- ・その他、世帯の状況に変化があるとき
(妊娠出産、結婚離婚、死亡、転居、入退学、事故など)
- ・帰省等で長期にわたって住んでいる家を留守にするとき

しゅうにゅう かなら ただ しんこく
収入は、必ず正しく申告をしてください。

しゅうにゅう
< 収入とは >

きゅうりょう ほうしゅう かくしゅ てあて こうてきねんkin きぎょうねんkin しおく
給料、報酬、各種の手当、公的年金、企業年金、仕送
ほけんkin かいやくへんれいkin ほか りんじてき しゅうにゅう
り、保険金の解約返戻金、その他の臨時的な収入など。

しゅうにゅう しんこく さい きゅうよめいさいしょ ねんkin つうちしょ
○ 収入の申告の際には、給与明細書や年金の通知書など

しら ないよう きんがく しょりい ていしゅつ くだ
支払いの内容や金額がわかる書類も提出して下さい。

ねんkin てあて てつづ かこぶん じゅきゅう
○ 年金や手当などの手続きをし、過去の分をまとめて受給

ばあい せいめいほけん かいやくへんれいkin しさん ぱいきやく
した場合や、生命保険の解約返戻金や資産の売却などに

りんじてき しゅうにゅう ばあい しんこく
よって臨時的な収入があった場合は、すぐに申告をして
ください。

しら ほごひ いりょうひ ばあい いちぶ
→すでに支払った保護費(医療費)がある場合、その一部も

ぜんぶ へんかん いただ
しくは全部について、返還をして頂きます。

ふせいじゅきゅう きんし
【不正受給の禁止】

しゅうにゅう かく ただ しんこく ばあい
収入を隠したり、正しく申告しなかったりした場合

しんせい ほごひ うと ばあい
うその申請によって保護費を受け取ったりした場合



しら ほごひ ちょうしゅう
支払った保護費を徴収します。

ほう ばつ ばあい
法により罰せられる場合もあります。

せたい しゅうにゅうじょうきょう かくにん ちょうさ
＊世帯の収入状況を確認するため調査をしています。

③その他の注意事項

◎借金について

せいかつほご う あいだ あら しやっきん ねんきん
生活保護を受けている間に、新たに借金（年金
たんぽかしつけ ふく しゅうにゆう
担保貸付を含む）をすることは収入とみなされます。
せいかつほ ご しゅし はん
また、借金の返済をすることは生活保護の主旨に反
します。

◎自動車の保有、使用について

せいかつほご う あいだ げんそく じどうしゃ
生活保護を受けている間は、原則として自動車を
ほゆう こと しよう こと たにんめいぎ
保有する事も、使用する事（レンタカーや他人名義
ふく みと
のものも含む）も認められていません。

◎家賃等の滞納について

やちん がつこう のうふきん しはら もくでき
家賃や学校への納付金など、その支払いを目的に
ほごひ しきゅう かか たいのう
保護費を支給しているにも関わらず、滞納することは
みと たいのう ばあい ふせいじゅきゅう
認められません。もし滞納した場合は、不正受給
と あつか ばあい
の取り扱いとなる場合があります。

◎地区担当員について

あなたの住んでいる地区を受け持つ福祉事務所の職員です。地区担当員は生活保護の目的である「最低生活の保障」と「自立の助長」のため、あなたの相談を受けたり様々な支援を行います。地区担当員は、あなたの生活状況などについてお聞きするため定期的に家庭訪問を行います。なお、個人の秘密は固く守ります。また、地区担当員は、あなたの悩み事の解決や自分の力で暮らせるようになるために、必要に応じて指導や助言を行うことがあります。

家庭訪問をした際にあなたが不在であった場合は、「不在連絡票」を置いてくることがありますので、「不在連絡票」に書いてある指示に従ってください。正当な理由無く家庭訪問を拒むときや、指導や助言に従わないときは、やむを得ず生活保護を停止・廃止することがあります。

まいつき ほ ご ひ しきゅう (6) 每月の保護費の支給について

ほ ご ひ しきゅう び 保護費の支給日

まいつき か か ど ようにちよう しゅくじつ か
毎月 5 日 (5 日が土曜日曜、祝日のときは3日)

しきゅう ばしょ ほうほう 支給する場所・方法

げんきんしきゅう ふくしじむしょせいかつしえんか まどぐち
現金支給：福祉事務所生活支援課の窓口

ふりこみしきゅう してい きんゆうきかん こうざ
振込支給：指定された金融機関の口座

も もの げんきんしきゅう ばあい 持ってくる物（現金支給の場合）

ほ ご けっていつうちしょ いんかん 「保護決定通知書」・印鑑

え ほ ご ひ しきゅう び う と こ
＊やむを得ず、保護費の支給日に受け取りに来られな
ばあい ふくしじむしょ れんらく
い場合は福祉事務所まで連絡してください。

ちゅういじこう <注意事項>

- かぞくいがい かた ほ ご ひ う と こと で き
・家族以外の方は保護費を受け取る事が出来ません。
- ほ ご けっていつうちしょ ほ ご ひ う と ほ ご ないよう
・「保護決定通知書」は保護費の受け取りや保護の内容
かくにん ひつよう うしな
を確認するのに必要ですから、失わないようにして
ください。

(7) その他の援助

生活保護を受けると、つぎのような援助があります。

援助の種類	担当課
国民年金保険料の免除	市役所 国保年金課
市・府民税の減免	市役所 市民税課
固定資産税の減免	市役所 固定資産税課
保育所の保育料の免除	教育委員会こども教育課
NHK受信料の免除	市役所 生活支援課

(8) 相談機関

◇子育てや就学に関すること

摂津市教育委員会子育て支援課

住所：摂津市三島1-1-1

電話：06-6383-1980

摂津市家庭児童相談課

住所：摂津市三島1-1-1

電話：06-6155-6302

おおさかふすいた こ かてい
大阪府吹田子ども家庭センター

住所：吹田市出口町1 9－3

電話：06 - 6389 - 3526

しごと かん

◇仕事に関すること

いばらき
ハローワーク茨木

住所：茨木市東中条町1－1 2

電話：072 - 623 - 2551

せっつし じんざい

摂津市シルバー人材センター

住所：摂津市南千里丘5－3 5

電話：06 - 6381 - 8181

せいかつじょう ほうりつそだん

◇生活上の法律相談

せっつしじ ちしんこうか しみんそだん

摂津市自治振興課（市民相談）

住所：摂津市三島1－1－1

電話：06 - 6383 - 1357

おおさかべんご しかいかん ほう

大阪弁護士会館（法テラス）

住所：大阪市北区西天満1－1 2－5

電話：050 - 3383 - 5425

しょうひせいかつ そだん

◇消費生活の相談

せっつしさんぎょうしんこうか

摂津市産業振興課

住所：摂津市三島1－1－1

電話：06 - 6383 - 2666

しょうがい ちてき しんたい せいしん かん

◇障害（知的・身体・精神）に関するこ

せっつしそうがいふくしか

摂津市障害福祉課

住所：摂津市三島1－1－1

電話：06 - 6383 - 1374

けんこう けっかく せいしんほけん そうだん
◇健康、結核や精神保健などの相談

いばらきほけんしょ

茨木保健所

住所：茨木市大住町8－1 1

電話：072 - 624 - 4668

せっつしほけん

摂津市保健センター

住所：摂津市南千里丘5－3 0

電話：06 - 6381 - 1710

かいごほけんとう かん

◇介護保険等に關すること

せっつしこうれいかい ごか

摂津市高齢介護課

住所：摂津市三島1－1－1

電話：06 - 6383 - 1379

こうてきねんきん

◇公的年金について

にほんねんきんきこう すいたねんきんじむしょ

日本年金機構 吹田年金事務所

住所：吹田市片山町2－1－1 8

電話：06 - 6821 - 2401

◇DVについての悩み、相談

せっつしりつだんじょきょうどうさんかく

摂津市立男女共同参画センター

住所：摂津市南千里丘5－3 5

電話：06 - 4860 - 7112